

(書式 1 - 1 - 8 - 1)

相続財産に属さない権利を遺贈する遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、次の建物の権利が遺言者の死亡の時ににおいて相続財産に属すると属しないにかかわらず、これを内縁の妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、住所〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号）に遺贈する。

所 在	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	<i>s a h i C h u o</i>
家屋番号	〇〇番	
種 類	店舗	
構 造	鉄筋コンクリート造二階建	
床 面 積	一階 〇〇・〇〇平方メートル	
	二階 〇〇・〇〇平方メートル	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

## 解説

遺言者の死亡の時に於いて、遺贈の目的である財産の権利が相続財産に属しないときは、遺贈義務者である相続人は、その権利を取得して移転する義務を負う。もしもこれを取得できないか又はこれを取得するため過分の費用を要するときは、その価額を弁償する義務を負う（民法第996条但書、第997条）。

